

利用者のために

1 調査の目的

全国の主要な花き卸売市場における花きの卸売数量及び卸売価額を把握し、花き栽培農家の安定的経営、市場価格の安定、流通改善対策等花き関連施策の資料を作成することを目的とする。

2 調査の根拠

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく一般統計調査である。

3 調査機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の対象

各都道府県において、切り花類、鉢ものの類（花壇用苗ものの類を含む。）のそれぞれについて、取扱金額のおおむね80%までを占める上位の卸売市場及びすべての中央卸売市場を調査対象とし、当該市場におけるすべての花き卸売会社を調査対象とした。

5 調査対象数

調査対象数は、132卸売会社である。

6 調査期間

平成20年1月から12月までの1年間について毎月実施した。

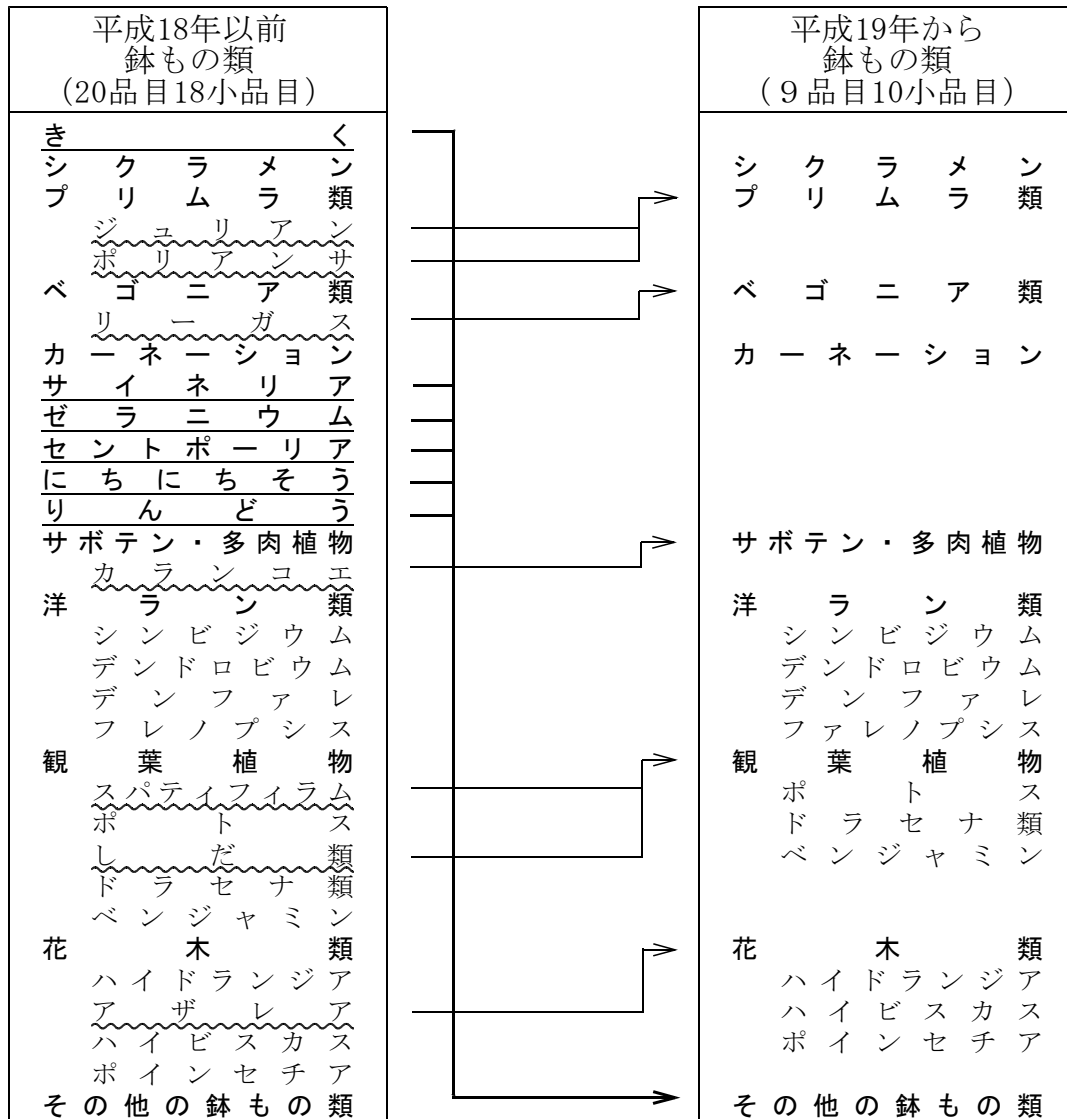
7 調査事項

(1) 調査品目

切り花類20品目18小品目、鉢ものの類9品目10小品目及び花壇用苗ものの類5品目とし、下表のとおりである。

切り花類 (20品目18小品目)		鉢ものの類 (9品目10小品目)	花壇用苗ものの類 (5品目)
き	く	シ ク ラ メ ン	パ ン ジ ー
輪	ぎ	ブ リ ム ラ	サ ル ビ ア
輪	ぎく（輸入）	ベ ゴ ニ ア	マ リ ー ゴ ー ル ド
ス プ レ イ	ぎく	カ ー ネ ー シ ョ ン	ペ チ ュ ニ ア
スプレイ	ぎく（輸入）	サホ [＊] テン・多肉植物	その他の花壇用苗ものの類
小	ぎ	洋 ラ ン	
小	ぎく（輸入）	シ ン ビ ジ ウ ム	
カ ー ネ ー シ ョ ン	宿 根 か す み そ う	デ ン ド ロ ビ ウ ム	
カーネーション	アルストロメリア	デ ン フ ァ レ	
ば	ら	フ ァ レ ノ ブ シ ス	
ば	ら（輸入）	観 葉 植 物	
ゆ	り	ポ ト ス	
ゆ	り（輸入）	ド ラ セ ナ	
鉄 砲	ゆ り	ベ ン ジ ャ ミ ン	
ス ト ッ ク	そ の 他 の 切 り 花 類	花 木	
ス タ ー チ ス	切 り 葉	ハ イ ド ラ ン ジ ア	
トルコギキョウ	切 り 葉（輸入）	ハ イ ビ ス カ ス	
フ リ ー ジ ア	切 り 枝	ポ イ ン セ チ ア	
グ ラ ジ オ ラ ス	切 り 枝（輸入）	そ の 他 の 鉢 も の 類	

イ 波線については、「プリムラ類」、「ベゴニア類」、「サボテン・多肉植物」、「観葉植物」、「花木類」へそれぞれ計上した。



品目別の卸売数量及び卸売価額（消費税を含む。）とした。

調査は、次に掲げるいずれかの方法により行った。

- (1) 調査協力者に対し面接・聞き取りする方法
- (2) 調査対象卸売会社の関係諸帳簿を閲覧する方法
- (3) 調査協力者が作成した電磁データを電磁的記録媒体で収集する方法
- (4) 調査協力者に対し調査票を郵送により配付し、郵送により回収する方法
- (5) 調査協力者が作成した磁気データをオンラインにより収集する方法

9 集計方法、計算式

(1) 月別結果は、卸売数量、卸売価額とも調査対象の結果を合計して市場ごとに算出した。

(2) 年計値の算出方法は、以下のとおりである。

ア 都道府県計

都道府県ごとの計については、月別の調査結果を合計して算出した年間合計値に基づき、以下の推定方法により取りまとめた。

[卸売数量の推定方法]

年間の卸売数量＝調査対象の年間の卸売数量合計×推定係数

ただし、推定係数は平成17年に作成した「花き卸売市場一覧表」により次のように算出した。

$$\text{推定係数} = \frac{\text{年間の卸売数量}}{\text{調査対象の年間卸売数量合計}}$$

[卸売価額の推定方法]

卸売数量の推定方法のうち卸売数量を卸売価額に代えて推定した。

イ 中央卸売市場計

中央卸売市場ごとの月別の調査結果を合計して算出した。

ウ 全国計

都道府県計を合計して算出した。

(3) 各都道府県計及び中央卸売市場計については、卸売市場の開設、閉場等による卸売数量及び卸売価額の増減が含まれている。

(4) 内訳品目のあるものについては、切り花類のきくを除き代表的な品目としたため、内訳品目の積み上げ値と品目計とは一致しない。

(5) 月別結果の各品目の「うち輸入」の数値については、輸入品を分離把握できる市場分のみの計である。また、年計値の全国推定は行っていない。

10 目標（実績）精度

この調査においては、目標精度は設定していない。

11 用語の解説

(1) 花き卸売市場

ア 花き卸売市場とは、花きを卸売業者が生産者若しくは生産者の団体等から委託を受け、又は買い付けを行い、仲卸業者又は売買参加者（小売店等）に対しせり売、入札又は相対取引の方法で建値を行って卸売行為を行うために消費地に開設されている市場をいう。

イ 中央卸売市場とは、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき地方公共団体が農林水産大臣の許可を受けて開設している市場をいう。平成20年12月末現在、花きを取扱品目としている中央卸売市場は次の23市場（19都市）である。

青森市、八戸市、仙台市、秋田市、福島市、いわき市、東京都（北足立、大田、板橋、葛西、世田谷）、横浜市（南部）、川崎市（北部）、新潟市、富山市、福井市、神戸市（東部）、岡山市、広島市、高松市、松山市、宮崎市、沖縄県

(2) 主要卸売市場

主要卸売市場とは、各都道府県において、切り花類、鉢もの類（花壇用苗もの類を含む。）に関して、それぞれ取扱金額のおおむね80%までを占める上位の卸売市場及びすべての中央卸売市場をいう。

(3) 卸売会社

卸売会社とは、生産者、生産者の団体又は集出荷業者等から花きの販売の委託を受け又は買い受けて、花きの卸売業務を行う法人又は個人をいう。

(4) 卸売数量

卸売数量とは、花き卸売市場でせり、入札又は相対の方法で売りさばかれた数量（転送を除く。）であり、切り花類及び花壇用苗ものの類は本、鉢ものの類は鉢を単位とした。

(5) 卸売価額

卸売価額とは、花き卸売市場における取扱金額であり、消費税を含む。

(6) 卸売価格

卸売価格とは、卸売価額を卸売数量で除して算出した1本（鉢）当たりの平均価格である。ただし、四捨五入の関係上、表中の数値を用いて算出した価格と異なる場合がある。

12 統計表の見方等

(1) 統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4千本→0千本）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

(2) 本統計の累年データは、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「農畜産物卸売市場」、品目別分類の「花き」でご覧になれます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei> 】

13 その他

佐世保市中央卸売市場は平成20年4月1日に地方市場へ転換されたことから、20年4月分より「中央卸売市場計」に含まない。

14 問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課消費統計室 流通動向第1班

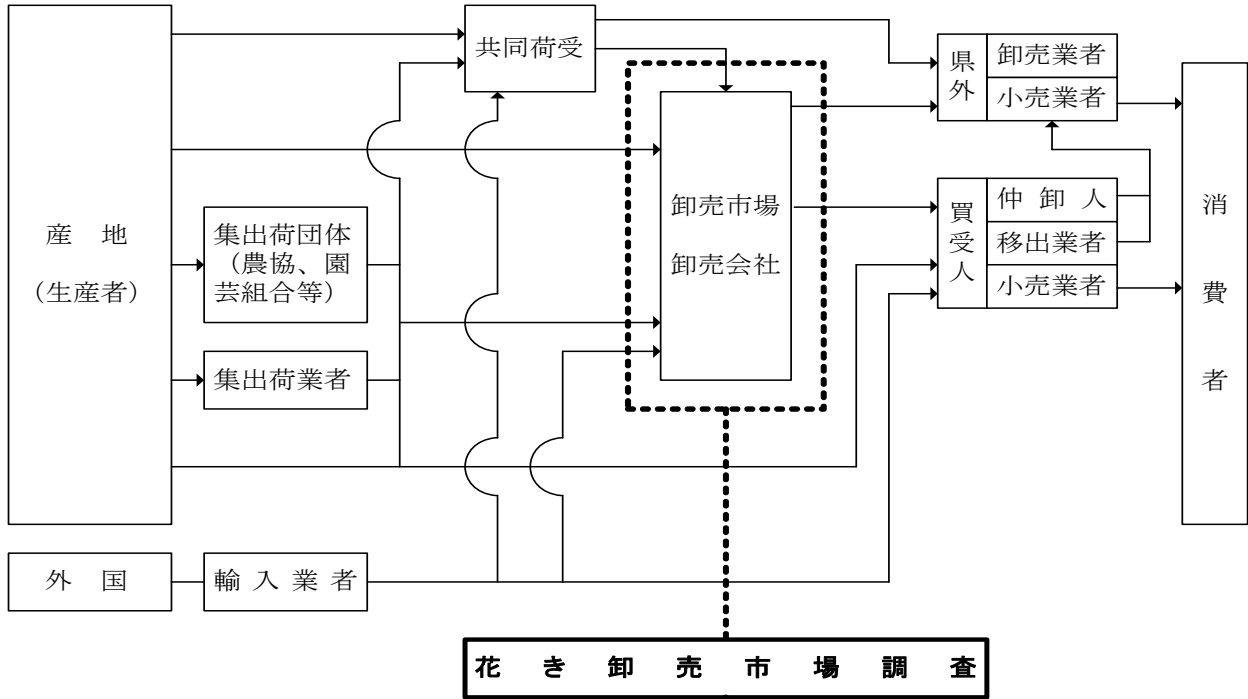
電話（代表）03（3502）8111 内線3712

（直通）03（3501）2747

花きの主な流通経路と花き卸売市場調査の体系

〔生産段階〕 〔集出荷段階〕 〔卸売段階〕 〔小売段階〕 〔消費段階〕

切り花市場



鉢ものの市場

